

令和8（2026）年度高等学校等卒業予定者向け労働講座事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する「高等学校等卒業予定者向け労働講座事業業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

職場でのトラブル防止や早期解決に資するため、進学・就職を控えた高等学校の卒業予定者等に対して、働く上での基本的なルール等を学ぶ機会を提供し、労働者としての権利や義務について理解を深めることで、労働関係法令に関する基礎的な知識の習得を促進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

3 委託業務の内容

次の条件により、栃木県内の高等学校（特別支援学校高等部を含む）及び高等教育機関のうち実施を希望する教育機関（以下、「実施希望校」という。）等において、労働教育のための講座（以下、「講座」という。）を実施する。

（1）対象者

実施希望校の卒業予定者等とする。

（2）実施時期及び校数

原則として、契約締結の日から令和9（2027）年3月の間に、60校（1校1回）程度で実施する。

【実施校数（目安）】

高等学校（うち特別支援学校高等部）	40(3)
大学	5
専修学校等	15

（3）募集・受付等

栃木県が実施する実施希望調査の結果を踏まえ、実施希望校の募集・受付（実施希望再調査を含む）及び実施日時等の調整を行う。

なお、実施日時等の詳細は実施希望校の要望を確認した上で、栃木県と協議の上決定する。

（4）実施方法及び会場

原則として、対面（実施希望校内）又はWebとする。

なお、実施方法及び会場については、受託者と実施希望校が協議の上決定する。

（5）実施内容及び時間

（1）の対象者に対し、（6）を活用し、労働関係法令に関する基礎的な知識を付与する内容とする。また、1回あたりの実施時間は概ね50～90分とする。

なお、実施希望校から実施内容や方法及び時間について要望があった場合は柔軟に対応する。

（6）講座資料

栃木県と協議の上、最新の労働関係法令の改正状況を反映した内容で、プレゼンテーションソフトウェアにより作成する。

また、下記「講座資料仕様」により、テキスト「これってあり？～まんが知ってる立つ労働法Q&A～[厚生労働省作成]」及びリーフレット「栃木県内の相談機関一覧等」を各13,500部程度印刷し、実施希望校等に必要部数を配布する。

なお、作成した講座資料の著作権等は8(2)のとおりとする。

【講座資料仕様】

資料名	サイズ(印刷種別)	紙質	色
テキスト 「これってあり？～まんが知 って役立つ労働法Q&A～」	A5 (中綴じ・36ページ)	マットコート紙	表紙・裏表紙 カラー
リーフレット 「栃木県内の相談機関一覧等」	A5 (A4二つ折り)	色上質紙薄口	1色

- (7) 講師の選定
労働関係法令に関して専門的な知識を有する者から選定する。
- (8) 講座の準備・運営等
全ての講座について、事前準備及び講座当日の運営等を行う。
- (9) アンケートの実施
講座実施後、実施校（学生・教員）に対してアンケート調査を行い、集計結果を栃木県に報告する。
なお、アンケート調査の実施方法及び項目については、栃木県と協議の上決定する。

4 委託料の支払い等

- (1) 委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。
- (2) 当該委託料の支払期日をはじめ、委託料の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、当該委託業務に係る契約書において別途定める。

5 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

- (1) 実績報告書・アンケート結果報告書
- (2) その他栃木県が必要と認める書類
※ 提出期限は別途栃木県が定める。

6 完了報告書の提出

受託者は、3の委託業務を完了したときは、完了の日から起算して10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

7 密密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

また、受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する。
- (2) 委託業務の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、委託業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 委託業務の実施に当たっては本仕様書の範囲内において、栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

- (6) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 災害や感染症等の発生状況により、3の委託業務の実施が困難になった場合は、栃木県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。